

ひょうご神戸研究基盤共同利用機構規程

令和4年12月13日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人神戸大学、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学及び兵庫県立工業技術センターによる研究施設及び研究設備・機器等の共同利用に関する覚書（以下「覚書」という。）第3条に基づき、ひょうご神戸研究基盤共同利用機構（以下「機構」という。）を組織し、その運営に関し必要な事項を定めるためのものである。

(目的)

第2条 機構は、覚書第2条に掲げる連携項目を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 機構は、前条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 研究施設及び研究設備・機器等の共同利用を推進するための情報共有に関すること
- 二 その他目的の達成のために必要な事項

第2章 構成員

(構成員)

第4条 機構は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 国立大学法人神戸大学
- 二 兵庫県公立大学法人兵庫県立大学
- 三 兵庫県立工業技術センター

第3章 総会

(総会の開催)

第5条 機構の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 委員は、各構成員から選出された代表者1人をもって充てる。その任期は原則として後任の委員が就任する日の前日までとする。

3 総会の議長は、委員の互選により定める。

4 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

5 臨時総会は、議長が必要と認めた時に開催する。

(総会の招集)

第6条 総会の招集に際しては、その開催の5日前までに議長により、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって各委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の議事)

第 7 条 総会は、委員の全員の出席がなければ開くことができない。

2 委員が出席できない場合は、代理者の出席を認め、議決に加わることができるものとする。

(議決)

第 8 条 総会の議事は、出席委員の全員の承認をもって決定する。

(総会の権能)

第 9 条 総会は、本規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 諸規程の制定及び改廃

二 前各号に掲げるもののほか、機構の運営に関する重要な事項

第 4 章 実施体制

(事務局)

第 10 条 機構の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は国立大学法人神戸大学内に置く。

(実施体制)

第 11 条 第 3 条に掲げる事業を実施するにあたっては、総会の意向を踏まえ事務局が必要な業務を行うとともに、各構成員に協力を要請する。

第 5 章 雑則

(その他)

第 12 条 各規程の内容等に関し疑義が生じたときは、その都度各委員間で協議の上、決定するものとする。

(委任規程)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、各委員間で協議の上、別に定めるものとする。

附 則

1 本規程は、令和 4 年 1 2 月 1 3 日から施行する。